

【新設】(金銭債務の償還差損等)

66の5の2-4 措置法令第39条の13の2第2項に規定する「法人税法施行令第136条の2第1項に規定する満たない部分の金額」のうち、同項の規定により損金の額に算入した額が、支払利子等の額に含まれることに留意する。

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通 66 の 5 の 2 - 1 から 66 の 5 の 2 - 16 まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通 66 の 5 の 2 - 1 から 66 の 5 の 2 - 18 まで）を新たに定めている。本通達は、「金銭債務の償還差損等」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通 66 の 5 の 2 - 5）と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 本制度の対象となる支払利子等には、法人が支払う負債の利子のほか、これに準ずるものが含まれることとされ（措法 66 の 5 の 2 ②二）、この支払う負債の利子に準ずるものとして、①手形の割引料、②リース取引（法 64 の 2 ③）によるリース資産（法 64 の 2 ①）の引渡しを受けたことにより支払うべき対価の額（1,000 万円未満のものを除く。）に含まれる利息に相当する金額、③法人税法施行令第 136 条の 2 第 1 項に規定する満たない部分の金額のほか、④経済的な性質が支払う利子に準ずるものが定められている（措令 39 の 13 の 2 ②）。
これらの支払う負債の利子に準ずるもののうち、上記③の「法人税法施行令第 136 条の 2 第 1 項に規定する満たない部分の金額」とは、例えば、社債を割引発行した場合に生ずる額面金額との差額など、金銭債務に係る収入額がその債務額に満たない場合のその満たない部分の金額をいい、その満たない部分の金額は、同項の規定上、金銭債務の償還期間にわたって均分に損金算入することとされている（令 136 の 2 ①）。
- 3 ところで、本制度は、上記 2 の支払利子等の額のうち一定限度額を超える部分の金額を損金不算入とするものであるため、本制度の対象となる各事業年度における支払利子等の額は、あくまでその「満たない部分の金額」のうち、本制度の適用がないものとした場合にその事業年度の損金の額に算入されるべき金額に限定されることになる。本通達において、このことを留意的に明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 89 の 2 - 4）を定めている。